

令和7年度 集団指導資料

八街市指定居宅介護支援事業所
八街市指定地域密着型サービス事業所
八街市介護予防・日常生活支援総合事業

目次

1. 制度等に係る変更等の情報提供について

- (1) 介護サービス事業者の経営情報の報告・公表【全サービス共通】
- (2) 指定更新、変更等の届出について【全サービス共通】
- (3) 介護情報基盤【全サービス共通】
- (4) ケアプラン連携システム【全サービス共通】
- (5) ハラスメント【全サービス共通】
- (6) 介護職員等処遇改善加算【全サービス共通】
- (7) 居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置の終了【居宅介護支援】
- (8) 介護保険要介護認定・要支援認定の申請書の変更について【全サービス共通】

※黒字が令和6年度の集団指導の資料にも記載されていた内容で、赤字が今回、新規に記載した内容となります。

1. 制度等に係る変更等の情報提供について

- (1) 介護サービス事業者の経営情報の報告・公表【全サービス共通】

令和6年度より経営情報の報告・公表のための新たな2つの制度（下記のア、イ）が始まりました。

ア. 介護サービス事業者の経営情報データベース

介護サービス事業者経営情報を都道府県知事への報告が2024年から義務化されました。原則として全ての介護サービス事業者が対象となります。（居宅療養管理指導、介護予防支援は報告対象外）

ただし、事業者が有する事業所又は施設のすべてが以下の基準に該当する介護

サービス事業者は対象外となります。

- ・当該会計年度に提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下の者
- ・災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

詳細は千葉県のホームページを参照して下さい。

- ・千葉県のホームページ「介護サービス事業者経営情報の報告」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/kaigokeiei.html>

- ・介護保険最新情報も参照して下さい。

Vol1336、1330、1325、1319、1305、1298、1297

参考条文：介護保険法第115条の44の2

介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

イ. 介護サービス情報公表制度の見直し

介護サービス情報公表制度で財務状況の分かる書類の報告が義務化されました。

令和6年度に追加された変更点

- ・「運営情報」欄に、財務諸表を掲載する項目が追加されました。財務三表（損益計算書、キャッシュフロー計算書、バランスシート）をPDFまたはCSV形式でアップロード可能ですので、忘れずに掲載願います。
- ・「事業所の特色」欄に、運営規程の概要等の重要事項を掲載可能となりました。令和7年度より、重要事項等の情報を原則としてウェブサイト（法人のホームページ等または介護サービス情報公表システム）に掲載することが義務化されますので、ご留意ください。

詳細は千葉県のホームページを参照して下さい。

- ・千葉県のホームページ「介護サービス情報の公表について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/johokohyo/top-page.html>

- ・介護保険最新情報も参照して下さい。

Vol1333、1297

参考条文：介護保険法第115条の35

介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

（2）指定更新、変更等の届出について【全サービス共通】

ア 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入について

厚生労働省は、介護サービス事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公開システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現する「電子申請届出システム」の運用を開始しました。令和8年3月31日までにすべての地方公共団体において本システムが導入され、本システムの使用が基本、原則化されます。

八街市においても、令和7年4月1日より、電子申請届出システムによる受付を開始しました。

※電子申請届出システムが利用できない「やむを得ない事情」がある場合について、従来通り、対面、電子メールまたは郵送による申請も受け付けます。

- ・厚生労働省「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

- ・八街市のホームページ「電子申請届出システム」

<https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/13/50147.html>

（3）介護情報基盤について【全サービス共通】

介護情報基盤とは、介護保険サービスに関する情報を集約し、利用者・事業所・医療

機関・市町村（保険者）といった、介護保険サービスに関わる方々の連携を強める仕組みです。具体的には、認定調査票、主治医意見書などの要介護認定情報、特定福祉用具販売や住宅改修の利用履歴やケアプランなどをタイムリーに確認できます。これまで市町村に問い合わせたいた手間や負担のかかる作業が減り、より素早く容易に仕事を行えるようになります。

全市町村で令和10年4月1日までに本格的な運用が開始されますが、各市町村で運用開始時期が異なります。八街市では、令和9年7月からの運用開始に向けて準備をしているところです。

各市町村の運用開始状況は下記のホームページで確認できます。

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/introduction-map>

介護情報基盤の利用には、本人確認のためにマイナンバーカードを読み取りする必要があります。カードリーダーを用意する必要があります。カードリーダーの購入には補助金がありますが、令和7年度分の申請は終了となっているため、令和8年度の補助金をお待ちください。

補助金に関しては、下記のホームページで確認できます。

<https://www.kaigo-kiban-portal.jp/>

(4) ケアプラン連携システム【全サービス共通】

国民健康保険中央会が、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報をデータ連携するシステムを構築しています。それを「ケアプラン連携システム」といいます。

サービス提供票やケアプランなど、手書き・印刷し、FAXや郵送などでやりとりしていた書類をシステム上でデータの送受信ができるようになり、業務負担軽減が期待できます。

令和8年度介護報酬改定においても、ケアプラン連携システムの加入が介護職員等処遇改善加算に設ける上乗せの加算区分の要件とすることについて検討されています。

「ケアプラン連携システム」の導入については、1年間利用料無料のキャンペーンがありますので、ご活用ください。

無料キャンペーンに関しては、下記のホームページで確認できます。

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

(5) ハラスメント【全サービス共通】

令和3年度の省令改正において、介護保険施設や居宅サービス事業者は、サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることが義務化されました。

厚生労働省老健局から、介護事業者向けのマニュアルや管理者向け研修のための手引き、職員向け研修のための手引きが紹介されています。顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）についても、記載がありますので、再度のご確認をお願いいたします。

ハラスメントについては、下記のホームページで確認できます。

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

千葉県 <https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigojigyousha/kaigo-harassment.html>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/kin-fukushi/customer-harassment.html>

(6) 介護職員等処遇改善加算【全サービス共通】

令和8年6月に介護報酬の改定があり、介護職員等処遇改善加算に居宅介護支援、介護予防支援が加わります。また、介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱが細分化され「Ⅰイ」、「Ⅰロ」、「Ⅱイ」、「Ⅱロ」となります。加算Ⅰ、Ⅱを取得している事業所または加算を変更する事業所は「体制等に関する届出書」と「体制等状況一覧表」の届出をお願いします。

令和8年度 介護職員等処遇改善加算の計画書の提出と併せて、上記の書類も受け付けますが、現時点で令和8年6月以降の新加算に対応する新様式が公開されておられません。「体制等に関する届出書」と「体制等状況一覧表」は例年、3月下旬頃に厚生労働省より公開されますので、公開までお待ちください。

令和8年度 介護職員等処遇改善加算の計画書の提出期限：令和8年4月15日

※令和8年4月及び5月分に処遇改善加算を算定しない事業者は、令和8年度計画書の提出期限：令和8年6月15日としますが、一法人で複数の介護サービス種別を運営し、例えば、居宅介護支援を新期で追加する場合は、他のサービスと併せて計画書を作成し、4月15日に提出する形でも構いません。

**** 地域密着型事業所（居宅介護支援、介護予防支援を含む） ****

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

**** 介護予防・日常生活支援総合事業事業所 ****

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

(7) 居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置の終了【居宅介護支援】

「令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する」

上記の経過措置が令和9年3月31日で終了いたしますので、主任介護支援専門員が管理者でない場合、期限までに主任介護支援専門員を管理者として配置して頂きますようお願いいたします。

居宅介護支援の管理者要件については、令和7年12月12日の社会保障審議会介護保険部会にて、引き続き介護給付費分科会で検討を行うことが適当である旨の意見がありましたので、今後の動向にも注視してください。

(参考：介護保険最新情報 Vol. 843)

(8) 介護保険要介護認定・要支援認定の申請書の様式変更について【全サービス共通】

介護情報基盤の利用にあたり、利用者からの同意が必要となりますので、申請書の下部にあった同意事項の記載内容を令和8年4月より変更しました。

これまでの申請書と令和8年4月以降に使用する申請書を参考に添付しますので、記載内容をご確認ください。

以上となります。

これまでの様式

介護保険

要介護認定・要支援認定
要介護更新認定・要支援更新認定

申請書

八街市長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 令和 年 月 日

介護保険 被保険者番号		個人番号										
医療 保険	保険者名						保険者番号					
	被保険者証	記号	番号						枝番			
フリガナ							生年 月日	明・大・昭 年 月 日				
氏名							性別	男・女				
住所		〒 電話番号										
被 保 険 者	前 回 の 要 介 護 の 結 果 等	※要介護・ 要支援更新 認定の場合 のみ記入	要介護 状態区分	1	2	3	4	5	要支援 状態区分	1	2	
			有効期限	平成 年 月 日			令和 年 月 日					
	※14日以内 に他自治体 から転入 した者のみ 記入	転出元自治体(市町村)名 () 現在、転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。 はい・いいえ (既に認定結果通知を受け取っている場合は「いいえ」を選択してください。) 「はい」の場合、申請日 令和 年 月 日										
過去6月間の介護 保険施設、医療機 関等への入院、入 所の有無	介護保険施設の名称等・所在地					期間 年 月 日～ 年 月 日						
	介護保険施設の名称等・所在地					期間 年 月 日～ 年 月 日						
有 ・ 無	医療機関の名称等・所在地					期間 年 月 日～ 年 月 日						
	医療機関の名称等・所在地					期間 年 月 日～ 年 月 日						

提出 代 行 者	名称	該当に○ (地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)									
	住所	〒 電話番号									

主治 医	主治医の氏名						医療機関名				
	所在地	〒 電話番号									

第二号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入

特定疾病名										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、八街市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

事務処理欄

受付者	予診票	被保険者証回収	資格者証発行	保険料	申請入力	意見書依頼	(更新)延期通知	調査員	地図作成	TEL入力
	有・無	済・未・紛失届出済	有・無			新 継 /				

